## 川崎市立川崎病院施設等共同利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院(以下「病院」という。)の建物、設備、器械又は器具(以下「施設等」という。)を病院以外の医療従事者等が診療、研究、研修等のため共同利用し、もって地域医療連携の推進等を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同利用に供する施設等)

- 第2条 共同利用に供する施設等は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)会議室、講堂、図書室、研究室、連携登録医室及び駐車場
  - (2) 栄養相談室
  - (3) 単純エックス線撮影装置、コンピューター断層撮影装置、磁気共鳴診断装置、超音波診断装置、内視鏡検査装置、SPECT 装置 (ガンマカメラ)、 陽電子放射断層撮影装置
  - (4) 病床6床
  - (5)前4号に掲げるもののほか、病院長が必要と認めた施設
- 2 前項第1号に規定する研究室及び連携登録医室の利用については、連携登録医による利用を優先する。

(医療従事者等の範囲)

第3条 施設等を利用できる者の範囲は、病院に勤務しない医師、歯科医師、 薬剤師、看護師、その他医療従事者等で、病院長がその利用を適当と認めた 者とする。

(共同利用の申し込み)

第4条 施設等を利用しようとするときは、原則として、事前に病院の患者総合サポートセンターに申し出て、病院長の承認を得るものとする。この場合において第2条第2号に掲げる施設等の利用にあたっては、各所属長の確認を得るものとする。

(庶務)

第5条 施設等の共同利用に関する庶務は、患者総合サポートセンターが処理する。

(その他)

- 第6条 施設等の共同利用について、他に定めのある施設等については、その 定めによるものとする。
- 2 その他、共同利用について必要な事項は、地域医療支援病院運営委員会に 諮るものとする。

附則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。